

第7次農業基本計画

令和7年 6月策定

住 田 町

住田町農業振興協議会

目 次

計画策定にあたって	1
1. 計画の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画期間	2
第1章 町の農業をとりまく情勢	
1-1 農業人口と農用地の現状	4
1. 農家数と農業就業人口の推移	4
2. 経営規模別農家数の推移	4
3. 農地の基盤整備の現状と課題	5
1-2 農業生産の現状と課題	6
1. 農業経営の状況と課題	6
2. 水田活用及び水稻の現状と課題	7
3. 野菜の生産状況等と課題	8
4. 畜産経営の現状と課題	9
5. 集団的な営農活動の取り組みと課題	10
6. 農産物の6次産業化・特産品化の現状と取り組む人材	12
7. 環境保全型農業の現状と課題	12
8. 鳥獣被害の現状と課題	13
第2章 基本目標及び施策体系	
1. 基本目標	15
2. 数値目標	17
第3章 農業振興の方向性	
3-1 担い手農業者の確保と中心的経営体の育成	21
1. 担い手農業者の確保支援	21
2. 集落における中心的経営体の育成	21
3. 農業承継の支援	22
3-2 生産性・収益性の高い農業経営の実現	22
1. 米・野菜の振興	22
2. 農業生産力の強化	22
3. 農畜産物の高付加価値	23
4. 優良農地の維持管理に係る取り組み	23
3-3 畜産振興の推進と耕畜連携の構築	24
1. 畜産業規模拡大への取組支援	24

2.	耕畜連携による資源循環型農業の取り組み	-----24
3.	高機能バイオ炭の活用及び利用技術の確立	-----24
3-4	集落機能の保持と農地の多面的機能の維持	-----25
1.	農林業振興会への支援	-----25
2.	中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払交付金の活用	-----25
3.	鳥獣害対策の充実	-----26
第4章	推進体制	
1.	農業者・集落	-----30
2.	農業振興協議会	-----30
3.	町	-----31
4.	農業協同組合	-----32
5.	県（大船渡農林振興センター、農業改良普及センター 農業研究センター南部園芸研究室、県南家畜保健衛生所）及び 岩手県農業共済組合	-----32
6.	農業委員会	-----32
7.	集落農林業振興会連絡協議会、認定農業者連絡協議会	-----32

計画策定にあたって

1 計画の趣旨

住田町は、岩手県の東南部、北上高地の南端に位置地、四方を山々に囲まれ、総面積の約90%を山林が占めており、東には三陸海岸の最高峰「五葉山」、西には三陸ジオパークにも認定された名勝「種山ヶ原」、町の中央にはアユやヤマメなど淡水魚の宝庫、清流「気仙川」が流れるなど、豊かな緑と水に囲まれる町です。

本町の農業は、米、園芸、畜産等を組み合わせた集約的複合経営形態を特色とし、当町の基幹産業として、町勢の発展に大きく寄与してきました。

しかし、近年は農業従事者の減少と高齢化による後継者不足、農地の遊休荒廃地化、農村活力の減退など、農業生産のみならず農地の多面的な機能の維持へも影響が出てきている状況にあります。

国においては、「食料・農業・農村基本計画」を策定し、農業を足腰の強い産業としていくための「産業政策」と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発展を図るための「地域政策」を車の両輪と考え、農業政策を進めています。食料の安定供給の確保、農業の持続的な発展、農山村の振興に関する政策を進めるとともに、農業の成長産業化を図ることを目的として、農業に関わる団体・組織の再生整備のため法改正がおこなわれたところであります。

本計画は、本年3月に策定した「住田町総合計画」に基づいた農業計画を策定しようとするものであり、具体的には担い手農業者の確保、中山間地における安定的・効率的な農業の推進、農業による集落機能維持の取組、畜産振興の推進と耕畜連携の取組を示し、もって活力と豊かな暮らしに必然な農業・農村の形成を進めていくため策定しようとするものです。

第7次農業基本計画では次の4つの基本目標を設定し諸施策を推進いたします。

- 1 担い手農業者の確保と中心的経営体の育成
- 2 生産性・収益性の高い農業経営の実現
- 3 畜産振興の推進と耕畜連携の構築
- 4 集落機能の保持と農地の多面的機能の維持

2 計画の位置づけ

第7次農業基本計画は、本町の総合計画である「住田町総合計画」を基本とし、本町の農業振興を図るための具体的な施策を示すためのものであり、本町の農業関係計画の中では、最上位に位置するものです。

3 計画期間

計画期間は『住田町総合計画』令和7年度～令和11年度との整合性を図り、令和7年度～令和11年度までの5年間とします。

なお、計画の進捗状況や社会・経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

第1章 町の農業をとりまく情勢

1-1 農業人口と農用地の現状

1-2 農業生産の現状と課題

第1章 町の農業をとりまく情勢

1-1 農業人口と農用地の現状

1. 農家数と農業就業人口の推移

本町における人口は、平成2年は8,200人を超えていましたが、約30年間で3,000人以上減少し、令和2年には5,045人となっています。人口減少により農業就業者数も大きく減少し、平成2年は1,800人を超えていましたが、令和2年には444人と大幅に減少しています。

農家数についても平成2年に1,176戸で全体の52%を占めていたものが、令和2年には556戸で28%と大幅に減少している状況にあります。

表-1 農家人口及び農家数、農業就業者の動向 (単位：人、戸、(%))

		H2	H12	H22	H27	R2
総人口(A)		8,228	7,305	6,190	6,023	5,045
農家人口 (B)	人数	5,185	2,906	1,796	1,267	—
	比率B/A	(63.0)	(39.8)	(29.0)	(21.0)	—
農業就業者 数(C)	人数	1,801	1,138	787	549	444
	比率C/A	(21.9)	(15.6)	(12.7)	(9.1)	(8.8)
総世帯数(D)		2,246	2,168	2,081	2,252	1,981
農家数 (E)	戸数	1,176	977	848	715	556
	比率E/D	(52.4)	(45.1)	(40.7)	(31.7)	(28.1)

※ H12年以降は販売農家のみ (農林業センサス)

※ 総人口、総世帯数は令和2年10月1日の数値 (住民税務課)

2. 経営規模別農家数の推移

表-2の経営規模別農家の動向に見られるとおり、「自給農家、30a未満」「30～100a」、「100～200a」「200a～300a」までの農家数は減少していますが、300a以上の農家数が維持されております。これは、高齢農家、兼業農家を中心に、農地の管理ができなくなったことで離農が加速したものと推測されます。また、300a以上の農家が維持していることについては、上有住地区を中心に中心経営体等への農地集積が進んだ結果であります。

表一 2 経営規模別農家の動向

(単位:戸、a、%)

区分	年	総農 家数	自給的農家 30a 未 満		30~100a		100~200a		200~300a		300a 以上	
			農家数	比率	農家数	比率	農家数	比率	農家数	比率	農家数	比率
住田町	H2	1,176	295	25.1	682	58.0	172	14.6	14	1.2	13	1.1
	12	977	329	33.7	536	54.9	97	9.9	8	0.8	7	0.7
	22	848	376	44.3	391	46.1	66	7.8	4	0.5	11	1.3
	27	715	386	54.0	278	38.9	36	5.0	8	1.1	7	1.0
	R2	556	320	57.6	194	34.9	29	5.2	3	0.5	10	1.8
岩手県	H2	107,952	17,106	15.8	41,261	38.2	29,257	27.1	11,627	10.8	8,701	8.1
	12	92,438	16,968	18.3	34,733	37.6	23,091	25.0	9,256	10.0	8,390	9.1
	22	76,377	21,114	27.6	25,324	33.2	15,993	20.9	6,280	8.2	7,666	10.0
	27	66,099	20,845	31.6	20,254	30.7	12,717	19.2	5,115	7.7	7,168	10.8
	R2	52,688	19,018	36.1	14,484	27.5	9,148	17.4	3,800	7.2	6,238	11.8

(農林業センサス)

3. 農地の基盤整備の現状と課題

農地の流動化や機械作業の効率化のためには、農地の基盤整備が重要であることから基盤整備事業を推進してきました。令和5年度末で町内の水田面積 413ha のうち基盤整備済面積が 150ha、基盤整備率 36%となっています。

本町は、山間の狭あい地が多いことや農業者の高齢化、担い手農家不足などから、これ以上の基盤整備事業は難しい状況となっています。

また、過去に基盤整備した農地においても長期間経過したことで、水路など老朽化が進み、耕作だけでなく、農地の集積等にも支障をきたしている現状となっています。

そのため、これまで基盤整備事業で整備した農地についても、修繕が必要な場合は、必要な事業の導入により整備を進め、効率的に活用できる状態に維持していく必要があります。

表一 3 農地基盤整備の状況

(単位:ha、%)

区 分	農 地 面 積			基盤整備済面積		田の整備率 (B/A)
	田 (A)	畑	計	団地数	面積 (B)	
世田米	143.6	28.1	171.7	2	19.4	13.5
下有住	72.4	16.0	88.4	2	40.7	56.2
上有住	197.2	32.8	230.0	4	90.0	45.6
計	413.2	76.9	490.1	7	150.1	36.3

(農政商工課)

1-2 農業生産の現状と課題

1. 農業経営の現状と課題

本町の農家数は、平成2年からの30年間で約53%減少しており、最近の5年間を見ても22%の減少となっています。

最近10年間の農業生産物の年間販売額別農家数を見てみると、100万円未満の農家が302戸73%の減少となったほか、100～500万円の農家も40%の減少など、野菜販売を中心とした農家及び水稻の販売農家の減少が著しい状況となっています。高齢化等による農業経営規模の縮小や、農産物の販売をやめ自給農家へ移行するだけでなく、離農する農家も大幅に増加している状況となっています。

また、500万円以上の農家もこの10年間で減少しており、畜産農家など高齢化と後継者不在による経営中止が主なものと考えられます。

農業産出額を平成6年度と比較してみると、わずかながら減少しております。耕種と畜産の比率では、耕種が約20%を占めていましたが、現在は約5%にまで減少しており、耕種農業が著しく衰退していることがわかります。これは高齢化による高収益作物の減少が大きな原因と考えられますが、農家であれば必ずというほど取り組んでいた稲作の農家数も作付面積も著しく減少しており、この衰退に大きな影響を与えています。

表一4 販売金額規模別農家数の動向

(単位:戸、%)

区分	総農家数 (A)	販売なし		100万円未満		100～500万円		500～1,000万円		1,000万円以上		
		農家数 (B)	比率 B/A	農家数 (D)	比率 D/A	農家数 (E)	比率 E/A	農家数 (F)	比率 F/A	農家数 (G)	比率 G/A	
住 田 町	H2	1,176	164	13.9	703	59.8	241	20.5	26	2.2	42	3.6
	12	977	174	17.8	619	63.4	117	12.0	24	2.5	43	4.4
	22	848	341	40.2	413	48.7	52	6.1	11	1.3	31	3.7
	27	715	483	67.6	167	23.4	34	4.7	8	1.1	23	3.2
	R2	556	382	68.7	111	20.0	31	5.6	7	1.2	25	4.5
岩 手 県	H2	107,952	6,670	6.2	52,999	49.1	41,338	38.3	4,789	4.4	2,156	2.0
	12	92,438	7,249	7.8	50,621	54.8	28,090	30.4	4,070	4.4	2,408	2.6
	22	76,377	19,376	25.4	34,054	44.6	17,385	22.8	2,935	3.8	2,627	3.4
	27	66,099	25,735	39.0	23,071	34.9	12,988	19.6	2,446	3.7	1,859	2.8
	R2	52,688	20,059	38.1	15,430	29.3	11,970	22.7	2,587	4.9	2,645	5.0

(農林業センサス)

表—5 農業産出額の動向

(単位：百万円、%)

年	H6	H16	H26	R4
農業産出額	5,880	5,030	4,830	5,680
耕種	1,200	620	270	310
	20.4	12.3	5.6	5.5
畜産	4,680	4,410	4,560	5,730
	79.6	87.7	94.4	94.5

* 上段産出額、下段比率

(農水省 生産農業所得統計等)

2. 水田活用及び水稲の現状と課題

水田の活用状況については、水田面積の 35%は水稲が作付され、水稲以外では野菜等の作付けが約 22%、残りは保全管理等不作付地となっています。水稲及び野菜の作付面積は年々減少しており、圃場条件の悪い農地から遊休農地化していたものが、近年は基盤整備した優良な農地の遊休農地化も目立ち始めてきています。

主な原因は、農業者の高齢化や担い手がないことなどから経営面積を減らす農家が増加していることに加え、物価高騰などの影響によりその不採算性から水稲の作付けをやめてしまう農家が増加していることがあげられます。

表—6 水田の活用状況の推移

(単位：ha、%)

	H7	H16	H20	H24	H27	R5
水田面積	450.1	431.8	428.3	416.0	413.2	362.3
水稲作付面積（主食用米）	288.7	239.5	224.2	202.9	191.0	128.2
転作面積（飼料用米含）	135.5	192.3	204.1	213.1	221.8	234.1
うち作物作付面積	103.8	107.4	104.6	88.2	90.2	78.1
転作作物作付率	76.6	55.9	51.2	41.4	40.7	33.4

(農政商工課調)

3. 野菜の生産状況等と課題

農業者の高齢化や担い手不足などから、多くの作物において作付面積、販売額等が減少している状況にあります。これまでの野菜販売農家が離農又は、自給農家へ変わるなど野菜の生産状況が大きく変化しています。

それでも、近年の就農者は、大船渡市農協で推奨しているピーマン、ズッキーニなど比較的容易に取り組める野菜を導入するなど、町の主力野菜になりつつあります。

高収益作物の収益の安定性は大きなメリットではありますが、農業者の年齢や労働力、取り組む農家の考えなど様々な条件により、必要な収益を考え作目を選定しているものと考えられ、その情報を提供していくことが求められているものと思われます。

平成 23 年の東日本大震災の時の原発事故による野菜等の出荷制限は、原木しいたけや山菜などは令和 6 年現在においても制限が継続されています。

表一 7 作物別作付面積・販売額・農家数 (単位：ha、千円、戸)

作物名 \ 年		H16	H20	H24	H27	R5
きゅうり	作付面積	3.6	2.7	2.2	1.9	1.1
	販売額	59,700	41,100	42,800	49,688	34,134
	農家数	42	36	26	26	16
葉たばこ	作付面積	16.1	8.8	4.5	3.7	1.3
	農家数	30	26	12	10	4
トマト	作付面積	—	0.2	0.2	0.2	0.18
	販売額	—	4,300	2,700	2,432	2,632
	農家数	—	5	6	5	3
ズッキーニ	作付面積	0.7	0.7	0.8	2.0	1.5
	販売額	4,200	8,900	7,300	8,492	7,768
	農家数	41	37	34	10	13
キャベツ	作付面積	0.7	0.7	0.8	0.3	—
	販売額	4,200	8,900	7,300	77	—
	農家数	41	37	34	1	—
スナップエ	作付面積	0.7	0.7	0.8	0.8	0.03

ンドウ	販売額	4,200	8,900	7,300	691	156
	農家数	41	37	34	5	2
カボチャ	作付面積	0.7	0.7	0.8	0.4	1.9
	販売額	4,200	8,900	7,300	646	2,522
	農家数	41	37	34	6	7
いんげん	作付面積	0.7	0.7	0.8	0.5	0.07
	販売額	4,200	8,900	7,300	4,707	664
	農家数	41	37	34	21	5
ピーマン	作付面積	—	—	—	—	0.12
	販売額	—	—	—	—	5,595
	農家数	—	—	—	—	2
いちご	作付面積	2.1	1.9	1.5	—	—
	販売額	23,100	20,100	16,500	—	—
	農家数	10	8	6	2	1

(農協、農政商工課調)

4. 畜産経営の現状と課題

本町の農業生産額の9割を超える畜産経営は、産業、雇用の面でも重要な位置づけとなっています。

酪農、肉牛生産については、平成20年頃まで減少の一途でしたが、現在は少ない戸数で維持され、経営についてもそれぞれの農家の自助努力により比較的安定した経営状態にあります。

養豚については、企業経営によるものが大半であり、従業員の確保や経営の安定化が求められています。

養鶏については、高齢化から廃業する農家もありますが、鶏肉加工業者がその農場を直営化、あるいは新たに施設建設するなどし、加工部門の効率的な運営と併せて生産拡大に努めている状況にあります。

家畜排せつ物の処理については、それぞれの畜産施設で処理施設設置により、適正な管理と利用が進められておりますが、施設の更新など今後においても適正な管理が行えるよう注意をしていく必要があります。

表一 8 畜産に関する飼養頭数と農家数

(単位：頭、羽、戸)

		H16	H20	H24	H27	R5
乳牛	飼養頭数	170	132	136	120	75
	農家数	10	7	7	5	4
肉牛	飼養頭数	2,510	1,940	1,961	1,045	781
	農家数	34	37	23	17	15
豚	飼養頭数	41,400	39,251	40,028	41,786	33,127
	農家数	8	5	5	5	5
鶏	常時飼養羽数	1,130,000	1,139,000	1,177,300	1,038,800	1,311,500
	農家数	28	25	26	28	26

(農政商工課調)

5. 集団的な営農活動の取り組みと課題

本町の今後の農業振興策として、第3次基本計画以降は集落営農の推進を掲げて進めてまいりました。現在までに3団体が法人化しましたが、それ以降は法人化の動きがない状況となっており、各農家は集落で取り組む集団的な営農活動に意欲的とは言えない状況にあります。

令和5年4月に施行された改正農業経営基盤強化促進法に基づき、地域ごとに将来の農地の利用方針をまとめる「地域農業経営基盤強化促進計画」の策定に取り組んでおり、地域との話し合いを重ねながら、将来の地域農業について計画を策定したところであります。

地域との話し合いは、農家が減るなかで農地をどのように受け継いでいくか、農地の維持管理や鳥獣害対策など地域全体の課題について話し合いが行われています。

近年は鳥獣被害が増加傾向にあり、シカ被害に加えイノシシやサル被害が増加していることから、地域と行政が知恵を出しあいながら、一体となった取り組みを継続的に進めていく必要があります。

表一 9 町内の集団的活動団体

集落	団体名	備考
上町	上町農林業振興会	
下町	下町農林業振興会	
下在	下在上農林業振興会	
	下在下農林業振興会	

	下在水稲栽培組合	農作業受託
中沢	中沢上農林業振興会	
	中沢下農林業振興会	
東峰	柿内沢農林業振興会	
	上在農林業振興会	
川口	川口農林業振興会	
竹ノ原	竹ノ原農林業振興会	
大股	大股農林業振興会	
小股	小股農林業振興会	
火の土	火の土農林業振興会	
	奥火の土水稲組合	農作業受託
高瀬	月山農林業振興会	
	農事組合法人月山	農作業受託、米生産販売、法人
外館	外館農林業振興会	
	名代沢コンバイン組合	農作業受託
新切	新切農林業振興会	
両向	両向農林業振興会	
	両向ピア・ファーム(株)	農作業受託、米生産販売、法人
恵山	恵山農林業振興会	
坂本	坂本農林業振興会	
八日町	八日町農林業振興会	
天嶽	天嶽農林業振興会	
	小松コンバイン組合	農作業受託
	天嶽コンバイン組合	農作業受託
	和野コンバイン組合	農作業受託
五葉下	五葉下農林業振興会	
五葉中	五葉中農林業振興会	

(農政商工課調)

6. 農産物の6次産業化・特産品化の現状と取り組む人材

町内農産物を活用した特産品づくりについては、様々な取り組みが行われてきましたが商品化まではなかなか結びついていませんでした。過去には食産業の視点も加えた「食育プロジェクト」、を企画し、農商工の連携、地消地産、6次産業化に取り組んできた経緯があります。

これまでの成果として、坂本赤カブソースの商品開発や地域の食材を活用したメニュー開発、学校給食への安全安心な町内産食材の供給、その学校給食メニューを利用した弁当の開発などに繋がってきました。

一方で、農家が生産する品目や生産量等が把握できていないことから、今後は町内食材に関する地消地産、有効活用、商品化に取り組みやすくしていくためにも、町内の食材発掘、また、町内事業所の新商品開発への支援などの取り組みにより、業種の垣根を越えた連携が必要となってきます。

7. 環境保全型農業の現状と課題

本町における環境保全型農業直接支払交付金の活用状況については、平成27年度は2団体で取組面積が598aでしたが、令和6年度には2団体で取組面積が308aと減少傾向にあります。

こういった中、農林水産省は、持続可能な食料システムを構築するため、令和3年に「みどりの食料システム戦略」を策定し、令和4年には「みどりの食料システム法」を施行しました。2050年までに「農林水産業のCO2ゼロミッション化」「化学農薬の使用量（リスク換算）の50%低減」「化学肥料使用料の30%低減」「耕地面積に占める有機農業の割合を25%に拡大」など様々なKPIが設定されております。

今後、みどりの食料戦略の実現に向け、資材・エネルギーの調達から農林水産物の生産・流通・消費に至るまでの環境負荷軽減と持続的な発展にむけた取り組みを進めていかなければなりません。

表ー10 環境保全型農業直接支払交付金の活用状況

団体名	年度	人数	取組面積
安全安心農業ネットワーク会議	平成27年度	7人	331a
	令和5年度	2人	168a
MOA 自然農法文化事業団大船渡研究会住田グループ	平成27年度	4人	267a
	令和5年度	2人	140a

8. 鳥獣被害の現状と課題

これまで町内における鳥獣被害については、ニホンジカを中心とした水稻及び野菜の被害でしたが、令和になってからは新たにイノシシやニホンザルの被害が確認されています。

イノシシについては、平成 26 年度から町内の一部で生息の形跡が報告され、近年は町内全域で目撃情報が増えており、令和 3 年度に初めて農作物被害が報告されてからは毎年被害が増加しています。

ニホンザルについては、古くから五葉山に生息していることは既知の事実であり、平成 26 年度頃から一部の集落に出没するようになり野菜等農作物に被害が出ていました。

近年は町内全域において目撃されるなど生息域が拡大し、被害報告も増加しており深刻な状況となっています。

表－11 鳥獣害の被害状況（単位 上段：a・下段：kg）

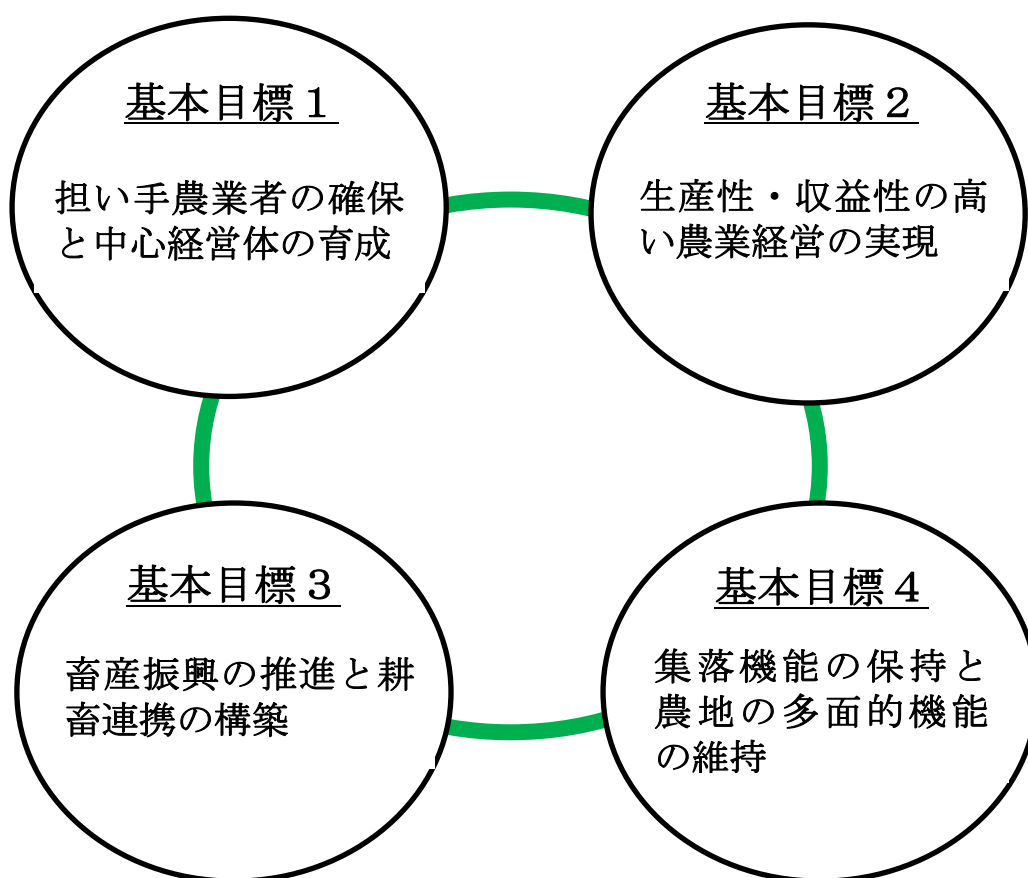
年度	被害	シカ	カモシカ	サル	イノシシ	ハクビシン	その他	計
H27	被害面積	418.4	40.6	3.9	－	15.2	52.9	531.0
	被害量	22,442	2,215	717	－	749	1,963	28,086
R4	被害面積	246.8	93.8	140.4	15.5	198.2	47.6	742.3
	被害量	17,156	1,992	17,096	3,081	8,309	3,172	50,806
R5	被害面積	351.6	10.6	250.1	269.1	23.8	59.0	964.2
	被害量	51,612	613.0	19,587	17,044	3,278	3,528	95,662

第2章 基本目標及び施策体系

第2章 基本目標及び施策体系

1. 基本目標

住田町の農業の現状と課題を踏まえ、将来の農業振興に向けて、住田町総合計画の基本目標に合わせた次の4つの基本目標を定め、農業の持続的な発展や豊かで住みやすい地域社会の実現等を目指し、各種施策を展開します。



流通の多様化やデジタル化、スマート農業化のためのインフラ整備の必要性など、急速な社会情勢の変化が起きる中、農業者の中でも所得の増加や規模拡大を目指す生産者だけでなく、農業に携わりながら町の豊かさを感じて暮らす生産者等の選択肢が広がっています。住田町ではすべての農業者がそれぞれのライフスタイルにあった選択ができ、将来にわたり持続的な発展に繋がる農業経営を目指します。

第7次農業基本計画 施策体系

基本目標（四本の柱）

基本施策

基本目標1
担い手農業者の確保
と中心的経営体の育成

担い手農業者の確保
集落における中心経営体の育成
農業承継の支援

基本目標2
生産性・収益性の高い農業経営の実現

米・野菜の振興
農業生産力の強化
農畜産物の高付加価値
優良農地の維持管理に係る取組

基本目標3
畜産振興の推進と
耕畜連携の構築

畜産業規模拡大への取組支援
耕畜連携による資源循環型農業の取組
高機能バイオ炭の活用・利用技術の確立

基本目標4
集落機能の保持と
農地の多面的機能
の維持

農林業振興会活動への支援
中山間地域等直接支払制度・多面的機能直接支払
鳥獣害対策の充実

2. 数値目標

基本施策を展開するにあたって、令和 11 年度に達成すべき数値目標を、以下のとおり基本目標ごとに設定します。

基本目標	指 標	令和 5 年 (基 準 値)	令和 11 年 (目 標 値)
【基本目標 1】 担い手農業者の 確保と中心経営 体の育成	(1) 認定農業者数	45 人	35 人
	(2) 新規就農者数 (年)	1 人	1 人
【基本目標 2】 生産性・収益性の 高い農業経営の 実現	(3) 農業産出額	57 億円	58 億円
	(4) 水田作付面積の確保	128ha	128ha
	(5) 農地集積の推進	26ha	36ha
【基本目標 3】 畜産振興の推進 と耕畜連携の構 築	(6) 飼料用米等の作付面 積	30ha	40ha
	(7) 高機能バイオ炭の作 付面積	0ha	1ha
【基本目標 4】 集落機能の保持 と農地の多面的 機能の維持	(8) 鳥獣による農業被害 額	10 百万円	9 百万円
	(9) 中山間地域等直接支 払制度の取組面積	85ha	85ha
	(10) 多面的機能直接支 払制度の取組面積	127ha	127ha

(1) 認定農業者数の目標

地域農業のリーダーとなる認定農業者の確保を推進します。

現 状 (令和 5 年) 45 人

目 標 (令和 11 年) 35 人

(2) 新規就農者の目標

担い手育成に必要な、意欲ある農業者の確保を推進します。

毎 年 1 名 (総合戦略 5 人/5 年)

(3) 農業産出額の目標

畜産業を中心に、農業産出額の向上を目指します。

現	状 (令和 5 年)	57 億円
目	標 (令和 11 年)	58 億円

(4) 水田作付面積の確保の目標

地域計画で計画した水田の作付面積を維持していきます。

現	状 (令和 5 年)	128ha
目	標 (令和 11 年)	128ha

(5) 農地集積の推進

農地中間管理事業の活用により農地集積を推進します。

現	状 (令和 5 年)	26ha
目	標 (令和 11 年)	26ha

(6) 飼料用米等の作付面積

耕畜連携事業の取り組みとして飼料用米等の作付面積を拡大していきます。

現	状 (令和 5 年)	30ha
目	標 (令和 11 年)	40ha

(7) 高機能バイオ炭（宙炭）の作付面積

新たな耕畜連携事業の取り組みとして高機能バイオ炭の普及を目指します。

現	状 (令和 5 年)	0 ha
目	標 (令和 11 年)	1 ha

(8) 鳥獣による被害額

鳥獣被害対策を推進し、農業被害の減少を目指します。

現	状 (令和 5 年)	10 百万円
目	標 (令和 11 年)	9 百万円

(9) 中山間地域等直接支払制度の取組面積

中山間地域等直接支払制度の取組により適正な農地管理を推進します。

現	状 (令和 5 年)	85ha
目	標 (令和 11 年)	85ha

(10) 多面的機能直接支払制度の取組面積

多面的機能直接支払制度の取組により適正な農地管理を推進します。

現	状（令和 5年）	127ha
目	標（令和 11年）	127ha

第3章 農業振興の方向性

- 3-1 担い手農業者の確保と中心的経営体の育成
- 3-2 生産性・収益性の高い農業経営の実現
- 3-3 畜産振興の推進と耕畜連携の構築
- 3-4 集落機能の保持と農地の多面的機能の維持

第3章 農業振興の方向性

3-1 担い手農業者の確保と中心的経営体の育成

1. 担い手農業者の確保支援

本町の農業を支えている認定農業者、新規就農者を確保・支援していくことが必要であり、関係機関と連携しながら農業経営に対する助成等を含め、経営規模拡大や経営改善に対し支援していきます。

【主な取組】

- 関係機関との連携した営農指導と経営支援
- 必要な補助事業の提案、経営改善にかかる制度資金の貸し付け
- 担い手農業者等への助成制度の活用支援
- 農業機械等導入支援事業費補助金の活用（町単）
- 新規学卒者の就農支援
- 新規就農者に対する交付金等の活用（いわてニューファーマー支援事業）
- 他産業定年者の就農への支援
- 活用可能な空き農家の情報収集

2. 集落における中心的経営体の育成

集落における共同防除や鳥獣害対策、遊休農地の解消などの取り組みを支援し、優良な農地を維持していくためにも認定農業者などの地域の担い手となる農業者から中心経営体を育成していきます。

【主な取組】

- 集落座談会の開催（地域内での話し合いの機会の設定）
- 認定農業者などの担い手農業者に対する研修会の開催
- 集落内の共同活動に対する支援
- 農地中間管理事業の活用による農地集積
- 地域計画の見直しと実践

3. 農業承継の支援

2020年の農林業センサスにおいて、農業後継者の確保について調査した結果、7割を超える経営体が「農業を引き継ぐ後継者を確保していない」と回答していることから、農業承継について対策を進めていく必要があります。

老朽化した農業用施設の更新や整備を通じて、良好な農業生産基盤を次世代へつないでいくためにも、地域での話し合いやマッチングなどの支援に取り組みます。

【主な取組】

- 経営継承・発展等支援事業の活用
- 事業承継・引継ぎ補助金の活用
- 相談会の開催

3-2 生産性・収益性の高い農業経営の実現

1. 米・野菜の振興

米生産農家については経営安定のため、需要に応じた米生産や地域に合った多収性品種への転換支援と、野菜についてはJA等が行う栽培技術や品質向上に向けた取り組みを支援していきます。

【主な取組】

- 経営所得安定対策等の活用
- 飼料用米生産拡大事業費補助金の活用（町単）
- 農業生産振興事業費補助金の活用（町単）
- 堆肥利用促進費補助金の活用（町単）

2. 農業生産力の強化

農業の持続的な発展と農業にかかるコストや労力の軽減を図るとともに、環境負荷軽減への配慮を行い、多収量化や品質向上に向けた栽培技術を確立し生産量及び収益性の向上を目指し、農業所得の向上につなげます。

【主な取組】

- スマート農業を導入するための支援
- 持続可能な農業の推進
- 生産コストの低減と労力の軽減（省力化機械の導入）
- 小規模基盤整備事業費補助金の活用（町単）
- 農業機械等導入支援事業費補助金の活用（町単）
- 特用林産施設等体制整備事業費補助金の活用

3. 農畜産物の高付加価値

6次産業化や農商工連携など、農畜産物の高付加価値化の取り組みを支援や、町内の有機質資源を活用した栽培、農薬や化学肥料の使用をなるべく控えた栽培など、環境や人に優しい農業の取り組みを支援していきます。

【主な取組】

- 環境保全型農業直接支払交付金の活用
- 6次産業化のための試作や、生産・加工等の取組支援
- 安全・安心な農産物の供給
- 特産品開発事業費補助金の活用（町単）
- 商品開発及び販路拡大などに対する支援
- 関係事業者との意見交換会の開催

4. 優良農地の維持管理にかかる取り組み

過去に基盤整備した農地においても農地の荒廃が見受けられることから、農業委員会と連携し荒廃農地の把握（農地パトロール等）に努めるとともに、指導や解消に努め、農地を意欲的な地域の担い手へ斡旋・集約し、効率的な農業生産を目指します。

【主な取組】

- 農業委員会と連携した農地パトロールの実施
- 小規模基盤整備事業費補助金の活用（町単）
- 農地中間管理事業の活用
- 農業団体との意見交換会の実施

3-3 畜産振興の推進と耕畜連携の構築

1. 畜産業規模拡大への取組支援

本町の農業生産額の9割を超える畜産経営は、産業、雇用の面でも重要な位置づけとなっています。特に、養豚及び養鶏業については従業員の確保や経営の安定化、さらには生産拡大にも努めていることから、これらの取り組みに対し支援をしていきます。

【主な取組】

- 堆肥利用促進費補助金の活用（町単）
- 畜産クラスター事業の活用
- 各種団体支援（畜産協会、県南和牛種組合、県南家畜衛生推進協議会
種山高原牧野放牧事業、県南へい獣処理協議会
畜産振興対策事業、ブロイラー価格安定対策事業）

2. 耕畜連携による資源循環型農業の取り組み

耕種と畜種が一体となり、町内産飼料の安定的な生産と供給と、畜産業から排出される堆肥の有効活用など、耕畜連携による循環型農業を支援していきます。

【主な取組】

- 飼料用米生産拡大事業費補助金の活用（町単）
- 堆肥利用促進費補助金の活用（町単）
- 町内循環型システムの構築
- 農家及び事業所等による意見交換会の実施
- 高機能バイオ炭によるJクレジットの取組

3. 高機能バイオ炭の活用及び利用技術の確立

耕畜連携事業の一環として、新たに取り入れた取り組みです。土壌微生物を活用した次世代の土壌改良資材で、本町で生産された鶏ふん炭を資材として製造され、脱炭素・減化学肥料・減化学農薬を両立する農業エコシステムを目指すもので、高機能バイオ炭の効果を実証するとともに、その利用技術の確立を進めていきます。

【主な取組】

- 高機能バイオ炭の実証試験
- みどりの食料システム戦略の取組支援
- 高機能バイオ炭の普及活動
- 高機能バイオ炭推進に係る関係機関との意見交換会

3-4 集落機能の保持と農地の多面的機能の維持

1. 農林業振興会活動への支援

昭和 50 年代後半に設立した集落農林業振興会は町内全域に組織されており、各集落の農林業に関する協議の場となっています。集落によってその活動の内容は異なりますが、鳥獣被害防止対策など集落ぐるみで取り組むべき事業、あるいは調整が必要な事業についての取り組みが継続されています。

この集落農林業振興会の活動は、中心的経営体とともに集落内の活動に重要な役割を果たすことから、今後においてもその活動に対する支援を継続していく必要があります。

【主な取組】

- 集落営農推進農林業振興会事業費補助金の活用（町単）
- 研修会の開催
- 集落座談会の開催
- その他活動に必要と思われる支援

2. 中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金の活用

集落内の優良農地の維持、有効活用などの取り組みには、水路や農道の管理、草刈り作業など多くの費用を必要とします。国ではそのような集落活動に対して、中山間地域等直接支払、多面的機能支払交付金などにより支援しています。

【主な取組】

- 中山間地域等直接支払交付金の活用
- 多面的機能支払交付金の活用
- 制度活用に向けた相談対応

3. 鳥獣害対策の充実

鳥獣害の防止対策については、住田町鳥獣害防止総合対策協議会が中心となり、防護網や電気牧柵などの侵入防止施設の設置を地域と協力しながら進めていきます。

また、近年は、サルやイノシシ被害も増大していることから、効率的で効果的な防護対策を進めていきます。

【主な取組】

- 鳥獣害緊急対策事業費補助金の活用（町単）
- 鳥獣被害防止総合支援事業の活用
- 追い上げ・追い払いの実施
- 放任果樹の伐採
- 緩衝帯の整備
- 鳥獣被害防止対策研修会の開催

表－１２ 中山間地域等直接支払制度の活用状況

年度	協定数	面積 (㎡)	交付額 (円)	備 考
R3	9	852,197	13,000,971	
R4	9	852,197	13,000,971	
R5	9	852,197	13,000,971	

表－１３ 中山間地域等直接支払制度の令和５年度の協定ごとの取組

No.	協定名	人数	取組面積 (㎡)	備 考
1	下在集落協定	20	92,910	
2	向村集落協定	16	58,240	
3	上城集落協定	6	21,961	
4	川口上代集落協定	13	23,254	
5	天風集落協定	17	54,342	
6	外館集落協定	43	170,397	
7	坂本集落協定	41	166,732	
8	中埴集落協定	13	56,929	
9	蛇山個別協定	1	207,432	
	計	170	852,197	

(農政商工課調)

表－１４ 多面的機能支払交付金の活用状況

年度	協定数	面積 (㎡)	交付額 (円)	備 考
R3	9	1,090,000	5,401,678	
R4	10	1,273,600	6,152,088	
R5	10	1,273,600	6,167,779	

表－１５ 多面的機能支払交付金の令和５年度の活動組織ごとの取組

No.	協定名	人数	取組面積 (㎡)	備 考
1	下在地区活動組織	20	97,300	
2	月山地区活動組織	73	284,700	
3	上在地区活動組織	42	88,800	

4	寒倉地区活動組織	35	194,200	
5	中埜地区活動組織	12	56,900	
6	土倉地区活動組織	18	133,100	
7	大渡地区活動組織	17	43,800	
8	竹ノ原地区活動組織	29	99,900	
9	火の土地地区活動組織	49	97,100	
10	両向地区活動組織	76	177,800	
	計	371	1,273,600	

(農政商工課調)

第4章 推 進 体 制

第4章 推進体制

この計画の目標を達成するには、町、関係機関、団体並びに認定農業者連絡協議会や集落農林業振興会と連携しながら、課題を解決していくことが大切です。

また、直売組合や加工業者はもちろん、商店や商工業者などの異業種との連携も重要となります。

本町においては、町農業振興協議会が中心となり、この計画を着実に進めていくとともに、日々変化していく農業情勢に臨機応変に対応しながら、農業の振興に取り組んでまいります。

この取り組みにあたり、それぞれの役割を明確にして進めていくものです。

1. 農業者・集落

この計画を進めるため、認定農業者や新規就農者、集落の中心となる中心的経営体などの農業者自らが、生産の拡大や経営の合理化による安定化を進めるとともに、地域における取り組みなどを進めていかなければなりません。

しかし、高齢化や後継者の確保ができず、経営の拡大を見いだせない農業者も多く、個別での対応が難しい状況の中では集落ぐるみによる営農の展開や、場合によっては、農業経営資産を次の世代に引きつぐ農業の事業承継を進めていく必要があります。

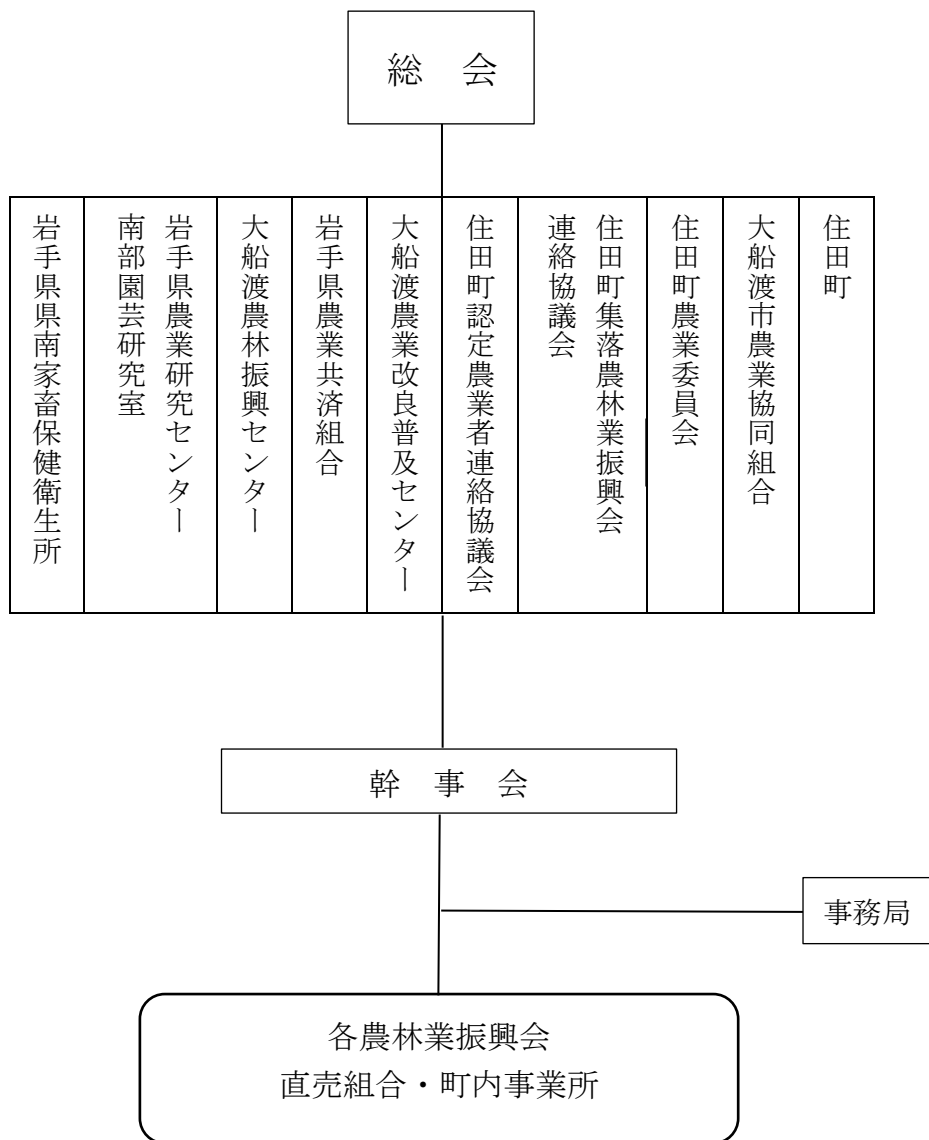
個々の営農活動に取り組むとともに、集落農林業振興会などを中心とした集落営農を展開するため、集落の合意形成を進め、令和5年、6年に策定した「地域計画」を実践して行けるように、関係機関と連携しながら進めます。

2. 農業振興協議会

農業振興協議会はこの計画の推進主体として、それぞれの分野における関係機関、団体が十分にその機能を発揮できるよう企画、連絡調整と進捗管理を行います。

また、農業者・組織の育成支援策や、集落農林業振興会や集落営農組織の強化策などについて関係機関等との協議を進め、常に目標達成のための方策を検討してまいります。

住田町農業振興協議会機構図



3. 町

この計画を推進するためには、県や農協など関係機関との連携を一層強化し、農業者の意向や要望を反映した施策を展開していくことが重要であり、農業振興協議会における協議結果をもとに、国や県の助成制度や資金制度を有効に活用しながら、計画達成に向けた活動を支援します。

4. 農業協同組合

農業者並びに農業生産組織との密接なつながりのある農協の果たす役割は極めて大きいことから、県や普及センターとの連携を図りながら、農畜産物の生産拡大や、新たな農産物の選定、生産指導など、農業振興に向けて積極的に取り組みます。

また、集落における営農活動などへの直接的な支援についても検討し、実現に向けて取り組みます。

生産物の集荷及び販売体制の確立、契約栽培等新たな販売先の確保についても継続的に取り組み、生産資材の供給や資金の対応など幅広く支援していきます。

5. 県（大船渡農林振興センター、農業改良普及センター、農業研究センター南部園芸研究室、県南家畜保健衛生所）及び岩手県農業共済組合

町並びに農協等と密接な連携を図りながら、当町農業の振興に対応した高度・専門的な農業技術に関する指導と産地育成、経営改善や農業担い手育成等の支援をします。

また、必要な農業助成制度の活用などについて提案・助言を行います。

6. 農業委員会

農業委員会は、中心経営体への農用地の利用集積や農地のあっせんに積極的に取り組みながら、この計画の重要な課題である集落営農組織の育成に努めます。

7. 集落農林業振興会連絡協議会、認定農業者連絡協議会

町内の農業リーダーとして、本計画に基づいた取り組みを実践し、集落での安定的な農業生産や農作物の品質向上のため、集落が一体となって取り組む活動を支援し、集落営農を推進します。